８ 盛 総 号 外
令和８年11月25日

見積参加希望者　各位
（盛岡市内に本社を有する（資格者番号1000～1999に該当する）「印刷・製本－一般印刷」の有資格者）

盛岡市長　内　舘　　茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

１　随意契約見積対象事項
(1) 件　　名　　令和８年度(第30回)中学生による人権尊重に関する意見発表会文集の印刷
(2) 品名・規格・数量等　別紙仕様書のとおり
(3) 納入場所　　盛岡市役所本庁舎６階　総務部総務課
(4) 契約期間　　契約締結日の翌日　から　令和８年12月25日（金）まで

２　契約条項を示す場所
盛岡市総務部総務課

３　見積書提出の日時及び場所
(1) 令和８年12月３日（木）９時00分から14時00分まで
(2) 盛岡市役所本庁舎６階　総務部総務課
執行即時開封

４　見積書の提出方法
見積書は、３(1)の日時に３(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便による見積は、認めない。

５　契約書作成の要否
要　印刷請負契約書による。（契約金額が50万円以下の場合は省略）

６　その他
(1) 見積回数
１回とする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）
(2) 見積書
見積書は心得第７第１項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
(3) 見積の無効
心得第９の規定に該当する見積は無効とする。
(4) 見積日において、盛岡市から指名停止措置を受けている者については、契約の相手方としない。
(5) 見本及び原稿は総務部総務課に設けた閲覧所に備え付けることとする。
(6) この見積に関する問合せ先
一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和８年11月30日（月）までに電子メール又は文書（ファックス可）により総務課宛て提出すること。回答は、盛岡市ホームページ（ページID：1060902）で令和８年12月１日（火）までに公表する。
電子メールアドレス　soumu@city.morioka.iwate.jp
盛岡市総務部総務課 Tel 019-626-7513、Fax 019-622-6211